

書面の電磁的方法による交付等の取扱規程 (有価証券店頭デリバティブ取引用)

(目的)

第 1 条 この規程は、お客様が行う有価証券店頭デリバティブ取引(以下「証券 CFD 取引」という。)に関して、当社がお客様に交付すべき書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項(以下「記載事項」という。)を電子情報処理組織(当社を使用する電子計算機と、お客様の使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により提供する場合における方法等(以下「電子交付サービス」という。)を定めるものです。

(電磁的方法により交付をする書面の種類)

第 2 条 当社が電磁的方法により交付する書面(以下「電子交付書面」という。)の種類は、以下に掲げる書面とします。

- (1) 取引説明書(契約締結前交付書面)
- (2) 証券 CFD 取引に係る取引報告書
- (3) 証券 CFD 取引に係る取引残高報告書

(電磁的方法による交付等の方法)

第 3 条 前条に定める電子交付書面については、次に掲げる方法により交付します。

- (1) 前条(1)取引説明書について
閲覧ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法(当社のホームページに常時閲覧可能なファイルとして公開しております。)
- (2) 前条(2)証券 CFD 取引に係る取引報告書、(3)証券 CFD 取引に係る取引残高報告書について
当社を使用する電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を、電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法(当社のインターネット取引システム「ひまわりパワートレーダー」上において情報を提供しております。)

(電子交付サービスの承諾)

第 4 条 証券 CFD 取引を行われるお客様は、電子交付サービスの利用が条件となります。お客様は、本規程の内容を十分に理解したうえで、前条に掲げる書面の交付が電磁的方法で行われることにつき、書面により予め承諾していただく必要があります。

(電子交付サービスの原則)

第 5 条 当社の証券 CFD 取引を行われる場合は、原則前条の電子交付サービスのみとします。個別に郵送により交付することとはいたしません。

(免責事項)

第 6 条 次に掲げる事項については、当社は免責されるものとします。

- (1) 何らかの事由により電子交付サービスの提供が全て若しくは一部不可能となった場合、その交付に代えて紙媒体で交付されること。
- (2) 法令の変更、監督官庁の指示等により、電子交付サービスの提供を停止し、その交付に代えて紙媒体で交付されること。
- (3) 通信回線、通信機器及びコンピューター機器等の障害により電子交付サービスの提供に遅延、不能、誤作動または、受領した情報の誤謬、停滞、省略及び中断ならびにシステム障害が発生すること。

(本規程の変更)

第 7 条 当社は、法令諸規則の変更又はその他必要が生じた場合にこの規程が改定されることがありますが、その場合には、お客様にその変更事項を通知いたします。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、お客様はその変更に同意したものとします。

以上
平成 19 年 10 月